

ハイランド二丁目自治会
 会 長 鈴木 惇司
 環境衛生部長 佐藤 章
 防 犯 部 長 石井 正治

庭木や生垣の手入れは早めに確実にいきましょう

■新樹に光あふれる季節、庭木や草花が目を楽しませてくれます。

でも伸びすぎた庭木や生垣、そして雑草はさまざまなトラブルを招きます。

通行しづらいだけでなく、防犯灯や道路標識なども隠れてしまい、歩行者や車両に思わぬ損傷事故を引き起こすおそれがあります。

■伸びすぎた樹木は、庭の様子が見えなくなるなど防犯上も問題です。また雑草がはびこることで町の美観はもとより、「荒れた町」の印象を与え、犯罪者に「狙われやすい町」となりかねません。

■伸びすぎた庭木や生垣の剪定、雑草の刈り取りを早目に確実にいきましょう。



お隣に庭木がはみだしていませんか

■気づかないうちに自宅の庭木がお隣の敷地にはみ出していることがあります。多少の「越境」は仕方ないとしても、大きく「越境」しないよう気配りを。お隣の方が「黙っている」のは、あるいは近所づきあいを考えてご遠慮なさっているのかもしれませんが。

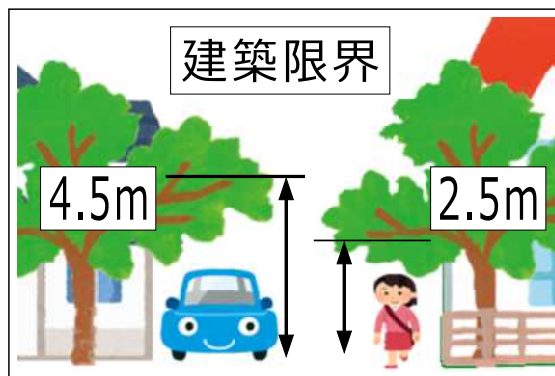
■ うっかりして気づかない場合もあります。注意する方も受けた方も、お互いに心配りをして庭木や雑草の管理を行ないましょう！

「建築限界」ってご存知ですか

■建築限界とは、歩行者や自動車の安全な通行を確保するため、樹木などが道路上に入ってはいけない空間のことです（道路法第30条・道路構造令第12条）。車道4.5m・歩道2.5mの範囲と定められています。

■違反していたら、万が一事故が発生した時には樹木などの所有者が責任を問われる場合があります。

事故を未然に防ぎ、安心して快適に通行できるよう庭木の管理を行いきましょう！



傷んだ軒裏や垣根、器物の飛散防止に心配りを

■傷んだ軒裏や垣根、器物飛散の苦情が寄せられています。台風の季節前に再確認しましょう！